

## 建設発生土の民間受入施設登録に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、奈良県県土マネジメント部の建設工事における建設発生土の民間受入施設（以下「受入施設」という。）の登録について必要な事項を定め、建設発生土の適正な処理に資することを目的とする。

### (受入施設の登録)

第2条 受入施設の登録を受けようとする業者（以下「受入業者」という。）は、受入施設が所在する管内の土木事務所長へ届出書（新規）（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 土木事務所長は、前項（第6項において準用する場合を含む。）の届出書が提出されたときは、受入業者に対し、聴き取り及び現地立入調査を行い、施設確認報告書（第2号様式）を作成するものとする。
- 3 土木事務所長は、前項の報告書を作成したときは、別紙に掲げる判断基準に基づき審査を行い、適当と認めるときは、事前に建設発生土民間受入施設登録（新規・変更）について（第4号様式）により技術管理課長に報告し、当該受入施設を建設発生土受入施設登録業者一覧表（第3号様式）に登録するものとする。
- 4 土木事務所長は、前項の規定による登録をしたときは、建設発生土受入施設登録通知書（第5号様式）により受入業者に通知するものとする。
- 5 技術管理課長は、第3項の登録がされたときは、実施設計単価表に掲載するものとする。ただし、災害等の緊急の場合は、この限りでない。
- 6 建設発生土の受入施設の登録を受けた業者（以下「登録業者」という。）は、届出書類の記載事項に変更（代表者、区域面積、全体受入量等）が生じたときは速やかに、受入施設が所在する管内の土木事務所へ届出書（変更）（第1号様式）を提出する。この場合においては、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 登録業者は、営業を取りやめるときは速やかに、受入施設が所在する管内の土木事務所長へ報告するものとする。

### (登録後の報告及び調査)

第3条 土木事務所長は、受入状況及び残り受入容量の把握のため、登録業者から、毎年度の2月末までに、土砂の受入及び処理の状況について（報告）（第6号様式）により報告を求めるものとする。

- 2 土木事務所長は、登録業者から報告を受けたときは、速やかに技術管理課長に報告するものとする。
- 3 土木事務所長は、登録後における受入施設の立入調査を各年度毎に1回以上実施することとし、施設確認報告書（第2号様式）を作成の上、速やかに技術管理課長に報告するものとする。

### (是正の指導)

第4条 土木事務所長は、登録した受入施設において建設発生土の別紙に掲げる判断基準を満たさない場合は、是正指導書（第7号様式）を交付し、是正指導を行うことができる。この場合において、登録業者は、是正が完了するまでは、建設発生土の受入れを行わないものとする。

- 2 登録業者は、前項の是正指導書の交付を受けたときは、受入施設が所在する管内の土木事務所長へ是正報告書（第8号様式）により、是正を報告するものとする。
- 3 土木事務所長は、前項に規定する是正報告書の確認を行い、不相当と認めるときは、再度是正指導を行うことができる。

(登録の取消し)

第5条 土木事務所長は、登録した受入施設が次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、速やかに登録を取り消し、登録業者に対し、通知するとともに技術管理課長に報告しなければならない。

- (1) 登録業者が営業を取りやめたとき。
- (2) 登録業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に違反した行為を行い、行政処分を受けたとき。
- (3) 他府県による行政処分の情報を得たとき。
- (4) 届出内容に虚偽等のあることが発覚したとき。
- (5) 登録業者が是正指導に従わないとき。
- (6) その他受入施設の登録又は運営管理が不適切と判断されたとき。

(登録情報の取扱い)

第6条 登録情報については、公表資料として取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

## 建設発生土の民間受入施設登録の判断基準

現地調査において「適当」と判断する場合は、次のとおりとする。

- ①法令等に基づく許可等が必要な場合は、事前に当該許可等を受けていること。
- ②次の（１）から（１４）までの全ての項目について、適正に処理されていること。  
（全ての項目の調査結果（施設確認報告書）について、左欄（適切欄）にチェックが入っていること。）
  - （１）監視員の配備の有無  
建設発生土の受入中は、監視員を常駐させ、入場車両の管理等を適切に行っていること。
  - （２）出入口の清掃等周辺環境への配慮  
ア 出入口・周辺道路の清掃を定期的実施する等、沿道環境への配慮がなされていること。  
イ 受入施設外の道路を汚さないよう必要な措置がなされていること。
  - （３）受入施設までの進入路が適切か  
国道、県道等から受入施設に至る道路は、大型ダンプトラック（10t車）が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるように幅員等が確保されていること。
  - （４）騒音・振動が発生していないか  
騒音及び振動の発生防止について必要な措置がなされていること。
  - （５）土砂の施設外への飛散・流出等の恐れ  
土砂の崩落や流出による災害が、隣接地・周辺地域において生じないよう、地盤改良・擁壁の設置等安全上必要な措置がなされていること。
  - （６）十分な受入容量の有無  
ア 残り受入容量は15,000m<sup>3</sup>以上であること。（所管する土木事務所の工事量等を勘案し、概ね2か年程度の受入が可能である場合は、この限りでない。）  
イ 受入時期は、随時であること。
  - （７）土砂と他の廃棄物との適正保管の状況  
土砂以外の産業廃棄物等の搬入がある場合は、他の廃棄物と混合することがないように、適正に管理・保管がなされていること。
  - （８）不適正処理の情報（通報等）の有無  
不法投棄等、不適正処理の通報等が無いこと。
  - （９）確認調査に対する協力・対応等  
ア 現地調査に対して適切に協力・対応をすること。  
イ 指示事項があった場合は、指示事項に対して改善を実施し報告し、その確認に協力・対応すること。
  - （10）受入時の土量確認について  
過積載による運搬の確認が、重量計による計測や運搬車輛の荷姿確認等により適切に行われていること。
  - （11）関係法令等による行為制限に対応していること。
  - （12）進入路が個人所有地の場合は、受入施設の土地と同様に扱うこと。
  - （13）埋立処理場においては、他への搬出のための仮置きを行わないこと。
  - （14）その他（地域の特別な事情等により考慮すべき事項）